

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25年度(あ)第137号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた商品デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した商品デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、本件契約のヘッジ対象とされる商品をほとんど仕入れておらず、本件契約を締結するほどのリスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の提案書等にもとづき説明を受けており、本件契約により損失を被る可能性があることは理解していたが、実際に多額の損失を被ることはないものと考えていた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社から、仕入商品に係る価格変動リスクをヘッジしたいとの希望を受けたため、本件契約を提案し、締結に至った。 ・本件商品はA社の仕入価格のヘッジを目的とするものであるが、当行はA社の仕入価格とその原材料に係る取引相場に相関性があることを確認した。 ・当行担当者は、A社の実需額を聴取により確認したが、客観的な資料による裏付けを取っていなかったことは認める。 ・当行担当者は、A社の業況等から、財務耐久性に問題はないものと判断した。 ・当行担当者はA社に対し、提案書等にもとづき本件契約の内容について説明を行った上で、契約書等に記名押印を受けていることから、A社は本件契約の内容、リスク等を十分に理解していたものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の実需額の確認及びA社の財務耐久性の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対して、損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年3月 13 日付けで和解契約書を締結した。

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。